

後期高齢者医療制度のお知らせ

～平成22年度の保険料と医療費通知について～

後期高齢者医療制度では、2年ごとに保険料率を決めており、平成22・23年度は新しい保険料率になります。

平成22・23年度の保険料率

均等割 【1人当たりの額】 44,192円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (所得-33万円)× 10.28%	=	1年間の保険料 (100円未満切捨て)
---	---	---	---	-------------------------------

平成22年度の保険料額は、7月に個別にお知らせします

- 1年間の保険料の上
 限額は50万円です。
- 年度の途中で加入し
 たときは、加入した
 月からの月割で計算
 します

保険料のお支払い方法を、口座振替に変更できます

口座振替への変更をご希望される方は、町民課生活環境グループへお申し出ください。

お申し出の際に必要なもの 本人の保険証、預金通帳とお届け印

保険料の軽減

◆均等割の軽減（年額）

- 軽減は、加入者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 加入者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。



所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減前（年額）	軽減後（年額）
33万円かつ加入者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない	9割軽減	44,192円	4,400円
33万円	8.5割軽減	44,192円	6,628円
33万円+(24万5千円 × 世帯主以外の加入者数) ※単身世帯の方は該当しません。	5割軽減	44,192円	22,096円
33万円+(35万円 × 世帯の加入者数)	2割軽減	44,192円	35,353円

(例) 年金収入168万円の1人世帯の軽減判定の所得の求め方

$$\begin{array}{|c|} \hline 168万円 \\ \hline (年金収入) \end{array}
 - \begin{array}{|c|} \hline 120万円 \\ \hline (公的年金等控除額) \end{array}
 - \begin{array}{|c|} \hline 15万円※ \\ \hline (特別控除額) \end{array}
 = \begin{array}{|c|} \hline 33万円 \\ \hline (軽減判定の所得) \end{array}
 \rightarrow \text{8.5割軽減}$$

※65歳以上の方の公的年金に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

◆所得割の軽減

- 加入者個人の所得で判定します。

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減

◆被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したとき、サラリーマンなどの健康保険の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が9割軽減となります。幌延町国保や国民健康保険組合は除きます。

均等割	9割軽減 (年額 4,400円)
所得割	かかりません